

特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市磯子区杉田九丁目35番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ミャンマーをはじめとする東南アジアの途上国の人々に対して、教育支援や災害復興支援に関する事業を行い、途上国における教育普及や生活改善に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本への留学支援に関する事業
- (2) 途上国への教育支援に関する事業
- (3) 途上国の災害復興支援に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 6 人以下
- (2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 事務局

（事務局の設置等）

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	モー	カイン
理事	MAYNADI	KYAW
同	EI EI	PHYO
監事	木下	ミヤミヤチー
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1） 入会金

正 会 員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

（2） 年会費

正 会 員	個人	5, 0 0 0 円	団体	5 0, 0 0 0 円
賛助会員	個人	1 口	1, 0 0 0 円（1 口以上）	
	団体	1 口	1 0, 0 0 0 円（1 口以上）	

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン ミヤニホンキョウイクセンター
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センター

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理 事	モー カイン モー カイン		なし	理事長
理 事	メイナディ ジョ MAYNADI KYAW		なし	
理 事	イーイービョー EI EI PHYO		なし	
監 事	キノシタ ミヤミヤチー 木下 ミヤミヤチー		なし	

◇ 役員は、法第 20 条の欠格事由に該当しないこと、法第 21 条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）

（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

1. 法人として取り組もうとする社会的課題の現状・背景

現在、ミャンマー国内では2021年のクーデター以降混乱が続き、学校の閉鎖や国軍と民主派勢力との紛争などにより、初等教育及び中等教育を受けることすら困難な状況にある子どもたちが少なくありません。また、他の東南アジアの発展途上国においても経済的な理由や教育インフラの未整備により教育機関が十分な資金を確保できず、質の高い教育を提供することが難しい現状があります。加えて、先日ミャンマー中部で発生した大地震のような自然災害や政情不安が発生した場合、教育の復旧は後回しにされがちであり、被災者にとって教育の機会はさらに遠のいてしまいます。一方で、日本への留学を希望する学生は非常に多く存在しますが、経済的な制約や、日本留学に関する情報へのアクセスの困難さにより、実際に来日することができる学生は限られています。さらに、来日後には言語の壁や文化の違いによって、日本での生活に適応することに大きな困難を感じている留学生が多いのも実情です。

2. 社会的課題が望ましい状態となること

将来的には、ミャンマーをはじめとする東南アジアの発展途上国の若者が経済的背景に関係なく初等・中等・高等教育を受けられる環境が整備されることが望まれます。また、日本への留学を希望する学生が、必要な情報（日本語学校、大学、ビザ取得等）に容易にアクセスできるようになり、来日後も同胞の先輩などからの継続的なサポートを受けながら安心して学業・生活を送ることができる社会の実現を目指します。

3. 社会的課題に対する解決策

このような状況を改善するため、当法人では、ミャンマーをはじめとする東南アジアの発展途上国の教育関係者（学校、生徒、教師など）に対し、ニーズに即した教育支援を提供します。災害が発生した際には、迅速な復興支援も実施し、被災地の教育回復に貢献します。

さらに、日本への留学を志す学生に対しては、留学経験が豊富な同国出身の先輩が中心となって、事前の情報提供から来日後の生活・学業のサポートまで一貫した支援を行い、円滑な日本社会への適応をサポートします。

4. これまでの活動実績

当法人設立代表者であるモーカインは、約35年前に自身も日本へ留学した経験を持ち、その経験を活かしながら、過去10年にわたりミャンマー国内で日本語学校を運営してきました。日本への留学を希望する若者に対して日本語教育を提供し、相談会の開催や来日後の支援を行うなど、長年にわたり現地と日本をつなぐ教育支援活動を実践してまいりました。

5. 今後の活動の方向性と公益性

今後は、ミャンマーをはじめとする東南アジアの発展途上国の教育現場や災害被災地に対して、金銭的・物的支援を行うとともに、日本への留学を希望する学生に対しては、必要な情報をまとめたウェブサイトの運営やオンライン面談の実施、来日後の定期的な支援体制の構築を進めてまいります。

これらの活動を通して、発展途上国における教育水準の向上に貢献し、現地住民の所得向上や生活改善を実現します。また、日本への留学者の増加は、母国での日本の評価向上にもつながると同時に、日本国内の高等教育機関における多様性を促進し、国際競争力の強化にも寄与すると考えています。

6. 特定非営利活動法人として設立する理由

当法人は、任意団体や他の法人格に比べて社会的な透明性と信頼性の高い「特定非営利活動法人」として設立することで、支援者および関係者に対し、事業内容や資金の使途を明確に示すことが可能になります。これにより、支援者が安心して協力できる環境を整備し、持続可能な支援活動の基盤を確立してまいります。

2025年 5月 5日

法人の名称 特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センター

設立代表者 モー カイン

2 0 2 5 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センター

1 事業活動方針

本年度は、当団体の認知度向上を図るため、ウェブサイト、メールアドレス、SNS アカウントの開設及びチラシの制作を行い、幅広い層への情報発信を強化する。

また、ミャンマー人に対する日本への留学支援、ミャンマー・ザガイン州における大地震からの復興支援、ならびにタイ・ミャンマー国境地帯における教育支援、特に高等教育への進学支援に重点的に取り組む。

これらの取組を通じて、当団体の活動目的の達成と、事業対象地域における教育環境及び生活環境の向上に寄与することを目指す。

2 事業内容

(1) 日本への留学支援に関する事業

・内 容 日本への留学を希望するミャンマー人及び、既に日本国内に留学しているミャンマー人留学生を対象に、学業面及び生活面に関する相談対応を実施する。これにより、留学生が日本において円滑に学業を継続できるよう支援を行うとともに、留学生活全体の安定を図ることを目的とする。

- ・日 時 成立の日から通年実施
- ・場 所 主にオンラインで開催する。場合によっては対面でも実施する。
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 支援希望者 およそ 5 0 人
- ・支出見込額 1 3 0 0 0 円

(2) 途上国への教育支援に関する事業

・内 容 タイ・ミャンマー国境地帯において、教育設備の整っていない教育施設に対する支援を行うとともに、タイ国内の高等教育機関への進学を希望する学生に対する支援を実施する。これにより、同地域における教育環境の改善及び高等教育への進学機会の拡充を図ることを目的とする。

- ・日 時 成立の日から通年実施
- ・場 所 主にオンラインで開催する。状況に応じて現地視察も行う。
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 支援希望者 およそ 2 0 0 人
- ・支出見込額 2 3 0 0 0 円

(3) 途上国の災害復興支援に関する事業

・内 容 2024 年 3 月に発生したミャンマー中部地震により被災したミャンマー・ザガイン州の避難民に対し、現地の協力 NGO を通じて、雨具、米、食用油等の支援物資を提供する活動を実施する。本事業を通じて、被災地域における生活環境の改善と早期の生活再建支援を目的とする。

- ・日 時 成立の日から通年実施
- ・場 所 ミャンマー・ザガイン州
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 支援対象者 2 2 6 3 人
- ・支出見込額 2 4 0 0 0 円

2 0 2 6 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センター

1 事業活動方針

本年度は、ミャンマー人に対する日本への留学支援および、タイ・ミャンマー国境地帯における教育支援を一層強化する。そのため、現地視察を積極的に実施し、併せて、関連する奨学金団体や高等教育機関へのヒアリングを行い、今後の支援活動に反映させる。

これらの活動の成果については、ウェブサイトや SNS を活用した情報発信に加え、講演会やウェビナー等の対面・オンラインイベントを開催することで、より広範な層への発信を図る。併せて、正会員・賛助会員および寄付者の拡大にも努める。

また、ミャンマー・ザガイン州における大地震からの復興支援についても、継続的に取り組む。

2 事業内容

(1) 日本への留学支援に関する事業

・内 容 2025 年度に引き続き、日本への留学を希望するミャンマー人及び、既に日本国内に留学しているミャンマー人留学生を対象に、学業面及び生活面に関する相談対応を実施する。これにより、留学生が日本において円滑に学業を継続できるよう支援を行うとともに、留学生生活全体の安定を図ることを目的とする。また、対象者への支援の一環として、日本語学校等において講演会を開催し、情報提供及び意識啓発を行う予定である。

- ・日 時 通年実施
- ・場 所 主にオンラインで開催する。講演会などは対面でも実施する。
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 支援希望者 およそ 100 人
- ・支出見込額 30000 円

(2) 途上国への教育支援に関する事業

・内 容 2025 年度に引き続き、タイ・ミャンマー国境地帯において、教育設備の整っていない教育施設に対する支援を行うとともに、タイ国内の高等教育機関への進学を希望する学生に対する支援を実施する。これにより、同地域における教育環境の改善及び高等教育への進学機会の拡充を図ることを目的とする。また、これらの活動と並行して、現地視察の際に奨学金団体及び高等教育機関へのヒアリングを行い、その結果を学生支援に反映させる。さらには、現地視察及びオンラインによるヒアリングの結果を踏まえ、ウェビナーや講演会を開催する。これにより、対象地域における教育の現状を広く共有し、理解促進を図るとともに、賛助会員及び寄付者の拡大を目指す。

- ・日 時 通年実施
- ・場 所 主にオンラインで開催する。年に数回現地視察も行う。講演会など一部イベントは対面でも実施する。
- ・従事者人員 2 人
- ・受益対象者 支援希望者 およそ 400 人
- ・支出見込額 80000 円

(3) 途上国の災害復興支援に関する事業

・内 容 2025 年度に引き続き、ミャンマー・ザガイン州の避難民に対し現地の協力 NGO を通じた雨具、米、食用油等の支援物資を提供する活動を実施する。本事業を通じて、被災地域における生活環境の改善と早期の生活再建支援を目的とする。

- ・日 時 通年実施
- ・場 所 ミャンマー・ザガイン州

- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 支援対象者 2 2 6 3 人
- ・支出見込額 2 0 0 0 円

活動予算書

成立の日から2026年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センター

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	10,000	70,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10,000	10,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
日本への留学支援に関する事業	0		
途上国への教育支援に関する事業	0		
途上国の災害復興支援に関する事業	0	0	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			80,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷製本費	15,000		
旅費交通費	5,000		
通信運搬費	20,000		
水道光熱費	0		
その他経費計	60,000		
事業費計		60,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	5,000		
印刷製本費	5,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	10,000		
水道光熱費	0		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			80,000
当期経常増減額			0

Ⅲ 經常外収益			
經常外収益計			0
Ⅳ 經常外費用			
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 ミヤ日本教育センター

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	80,000		
賛助会員受取会費	30,000	110,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	20,000	20,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
日本への留学支援に関する事業	10,000		
途上国への教育支援に関する事業	20,000		
途上国の災害復興支援に関する事業	0	30,000	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			160,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	40,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	22,000		
水道光熱費	0		
その他経費計	112,000		
事業費計		112,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	20,000		
水道光熱費	12,000		
その他経費計	42,000		
管理費計		42,000	
経常費用計			154,000
当期経常増減額			6,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0

IV 經常外費用			
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			6,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			6,000